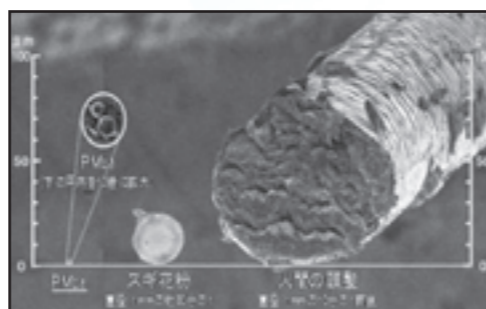


『微小粒子状物質 (PM2.5)』 注意喚起のお知らせ

微小粒子状物質 (PM2.5) とは?

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μ m (2.5mmの千分の1) 以下の非常に小さな粒子で、炭素、硝酸塩、硫酸塩金属を主な成分とする様々な物質の混合物です。

自動車や工場から直接排出されたり、ガス状大気汚染物質が粒子化して生成され、地域や季節、気象条件などによってその組成は変動し、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。



※東京都HPより引用しています。

健康への影響は?

粒子の大きさが非常に小さい(髪の毛の太さの30分の1)ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇が懸念されます。また、肺がんのリスクの上昇や、循環器系への影響も懸念されています。



荒尾市役所観測局

注意喚起を行う判断の目安

午前5時~7時の各1時間値で、県内18局(熊本市の観測局を含む)のうち1局でも85 μ g/m³を超えている場合、県が午前8時までに注意喚起の「PM2.5のお知らせ」を公表します。

注意喚起が出た場合は、防災無線にて皆さんへお知らせします。

注意喚起が出た場合

- ・ 不要不急の外出は控え、外での激しい運動はできるだけ減らしましょう。
- ・ 外出時はマスクを適切に着用することが望ましいです。
- ・ 屋内に粒子を持ち込まないように、室内の換気は必要最小限とし、洗濯物はできるだけ屋内に干すなどの工夫を行きましょう。

大気環境情報メールとは?

県環境保全課から県内の大気環境情報がいち早くお届けされます。

[sky@123123.tv]に空メールを送信し、返信されるURLにアクセスして、指示に従って登録できます。

PM2.5の観測データは、県ホームページ 熊本県の大気環境の状況から確認できます。

※和水町は荒尾市役所観測局の数値です。

<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/index.htm>

問い合わせ先
 県 環境保全課
 ☎096・333・2269
 本庁 税務住民課 生活環境係
 ☎0968・86・5723

後期高齢者医療保険料の軽減

所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減
 世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などが…

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合

保険料の均等割額を**9割軽減**

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

保険料の均等割額を**8.5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯

保険料の均等割額を**5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

保険料の均等割額を**2割軽減**

※総所得金額などの計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減
 被保険者の総所得金額などが…

「基礎控除額(33万円)」+58万円を超えない人

保険料の所得割額を**5割軽減**

被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合など)加入者に扶養されていた人の軽減

対象者…資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた人
 特例措置として、当分の間は保険料の均等割額が**9割軽減**されます(所得割額はかかりません)。

○保険料の決まり方

被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります

保険料(年額) ※上限55万円

||

均等割額 47,900円

+

所得割額 $\left[\begin{array}{l} \text{総所得金額など} \\ -33\text{万円(基礎控除)} \end{array} \right] \times \text{所得割率} 9.26\%$

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線751)